

1 新・プラン改定にあたって

【新プラン改定の背景等】

- 「新・発達障がい児者支援プラン」に基づき、発達障がい児者支援の取組を推進。
- 医療機関の確保や放デイの提供するサービスの質的な差などの課題
➡ 引き続き、発達障がい児者支援が必要

【第5次障がい者計画への統合に向けて】

- 「施策の谷間」にあった発達障がい児者支援施策を推進⇒身体、知的、精神の各障がい児者支援施策並みに
- 発達障害者支援法の改正をはじめ関連法の改正⇒法制度面の整備
- 一方、「8050問題」や「教育と福祉の連携」など障がいのある人全般に共通した課題も顕在化。
➡ 第5次の障がい者計画へ統合を図ることがのぞましい。

2 発達障がい児者支援の基本理念

基本理念

- ライフステージに応じた（横軸）切れ目ない支援を基本にライフステージを通じた（縦軸）支援で補完。これらの支援を充実させ、支援の隙間を最小化
➡ 引き続き重要な意義が認められ、今後も継承
- 「共に生きる社会」の実現を目指し、「地域を育む施策」を推進
➡ 第5次障がい者計画で共有する新たな視点

3 見直しに当たっての主要な論点とそれに対する提言

1 高年齢の子どもへの支援

- 療育拠点では当面小学校高学年から中学生までを一つの目安として支援ノウハウを蓄積
- 放デイに対して広域的に機関支援を実施。高年齢の子どもに対する支援の質の向上と均てん化を進め、地域全体の支援力を底上げ

2 療育拠点及び発達障がい者支援センター（アクトおおさか）のあり方

- 療育拠点の地域における機能に着目し、名称を「発達支援拠点」と改称。その機能にふさわしい体制を整備
- 発達支援拠点のアクトおおさかのランチ機能も想定。アクトおおさかと発達支援拠点との地域連携の枠組みを整備。市町村が地域支援マネージャーの機能を活用

3 医療機関での初診待機期間の短縮

- 引き続き医師の養成を通じた専門的な医療機関の確保と医療機関ネットワークの充実
- 拠点医療機関の協力を得て圏域での医療機関研修など診療機能の強化に資する取組を推進
- 国の発達障害専門医療機関初診待機解消事業を活用し、待機期間の短縮を図る新たなスキームの検討
- 拠点医療機関の協議の場等の設置など、発達障がいの診断機能の向上と圏域間の均てん化を図り、拠点医療機関を中心としたネットワークが機能する取組も必要

4 施策推進の方向性

1 早期気づきと早期発達支援の充実

- 乳幼児期については、各市町村において健診や保育所等巡回の取組を充実
- 各ライフステージにおいて早期の気づきから支援につながるよう啓発活動を実施

2 教育分野における支援の充実

- 学校現場の人材育成の重要に鑑み、管理職を含めた学校組織全体で発達障がい理解の取組を推進
- 教育と福祉部局が連携、学齢期から社会参加に至るまで、切れ目ない支援の体制を整備
- 高校生活支援カードの活用等により、生徒の状況や保護者のニーズを的確に把握また、卒業後の社会的自立に向けた学校生活を目指し、適切な指導・支援を充実 等

3 就労支援と就労継続のための生活支援の充実

- 発達障がい者の雇用や職場定着に取り組む企業への支援と発達障がい者の就労支援と両面で取組を推進
- 年齢の経過によっても支援を継続するなど、個人に合った多様な支援に重点を置いて取組を進めることにより、就労の定着を図るべきである。
- 障害者就業・生活支援センターや関係機関がその機能を発揮できるよう、就労を支える地域の関係機関との連携・枠組みを検討 等

4 家族支援の充実

- メンター事業による家族支援の推進と一層の周知によるメンターの活動の場の拡充
- ペアプロ等、市町村における持続的な実施に資するフォローアップ研修等の実施 等

5 ライフステージを通じた一貫した支援のための取組

- 各市町村がサポートファイルを「使う」ことに意識を置いて、住民への普及・啓発の取組を推進 等

6 発達障がい理解のための取組

- 府民向けに継続的な啓発活動を実施

5 第5次障がい者計画での位置づけ

- 第5次障がい者計画においても最重点施策と位置づけ、府として推進していくべき施策

6 これからの発達障がい児者支援に必要な新しい視点の考察

○大学における支援

- 大学における発達障がいの早期発見は極めて重要。そのため、大学への周知や啓発が必要
- 就職の場面でつまづくケースには、就労支援機関と大学が連携していくことが必要

○司法関係における支援

- 司法手続の場面では、本人の特性や状態に応じた意思疎通の手段の確保等の配慮が必要
- 司法機関や弁護士等の関係者への研修や啓発の取組について、関係機関等への働きかけを実施すべき

○大人の支援

- 支援ニーズが多様であり、適切な支援先につなぐことが難しくなることから、今後、就労支援に加え幅広い取組を検討していくことが必要
- 発達障がいの当事者同士やその家族等が集まり、相談や情報交換を行う場や機会の提供についても検討すべき

○発達障がい未診断者への支援（「グレーゾーン」の支援）

- 発達障がい未診断者は、発達障がいと診断された人に比べて支援が入りにくく生きづらさや困り感の解消が難しい。
- このため、より深刻なケースに陥らないよう、診断の有無にかかわらず「困っている」という現実に着目し、必要な支援が行われるよう啓発に取り組むことが必要